

記入例

平成28年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成28年 4月 1日

大阪府泉南郡田尻町長 様

住所	〒598-8588	整理番号											
	大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	フリガナ	タジリ タロウ										
電話番号	072-466-1000	氏名	田尻 太郎 印										
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
		性別	男・女										
		生年月日	明・大 昭平	28年 5月 3日									

提出日をご記入ください

押印してください

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）を記載してください。

あなたが支出した地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、この申請書（この申請書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者（注1）に該当する場合は、この申請書の提出を要しません（注2）。

住所、氏名、電話番号等をご記入ください

個人番号（マイナンバー）をご記入ください

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書又は市長村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成28年 4月 1日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 確定申告及び住民税申告の提出が不要な方のみチェックしてください（チェックがない場合は申請できません）
- (2) 申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者（注）に該当する者（注）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者（注）に該当する者（注）を要しない者

寄附をする自治体数が5団体以下と見込まれる場合のみチェックしてください（チェックがない場合は申請できません）

住所	大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	受付書 受付日付印
氏名	田尻 太郎 様	

受付団体名 大阪府泉南郡田尻町

## ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。

本制度の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます）。

### 注意事項

- 「ワンストップ特例制度」の適用となる方は、以下の要件に**すべて該当する方のみ**です。  
※ひとつでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となります。

#### ①寄附先が5団体以下の方

※5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

#### ②確定申告等を行う必要がない方

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

### 添付書類

- 平成28年1月1日からマイナンバー制度が実施され、本申請書に個人番号の記載が必要になりました。これに伴って下記の2つの添付書類が必須となりますので、お忘れのないようお願い致します。

●番号確認用→「個人番号カード（裏面）」「通知カード」「個人番号が記載された住民票」の写し  
※いずれか1枚で結構です。

●本人確認用→「個人番号カード（表面）」「運転免許証」「パスポート」の写し  
※いずれか1枚で結構です。

※「個人番号カード」の写しを添付される場合は、表裏両面が必要です。

### その他

①申告特例申請書を提出した後に、医療費控除などや新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

②申告特例申請書を提出した後に、住所や氏名に変更があった場合は、**申請をした翌年の1月10日までに申告特例申請事項変更届を提出していただく必要があります**ので、田尻町企画人権課（電話 072-466-5019）までご連絡をお願いいたします。変更届出書を送付いたします。

※寄附に関する情報が、寄附をした翌年の1月1日に寄附者が住んでいる市町村に正しく通知されないと、ふるさと納税ワンストップ特例が受けられなくなりますので、お忘れなく変更届を提出してください。

申請・お問い合わせ先  
〒598-8588  
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1  
田尻町役場 企画人権課 ふるさと納税担当  
電話 072-466-5019 FAX 072-466-8725